

④差別投書・落書き・電話

東京都では二〇一〇年五月一五日と下旬にかけて、「部落」「野田市〇〇〇〇部落」など、葛飾区内で同一犯と思われる大量の差別落書きが見つかった。芸能人を誹謗したり企業を罵倒したりする内容の落書きも含めて合計三二か所で発見され、そのうち一四件が部落にたいして侮辱の意思がこめられた差別落書きであった。葛飾区では二月にも「部落」「ゴミ屋 エッタ！」などの差別落書き事件が連続して起きている。

今回の大量差別落書き事件は、五月一五日、立石八丁目奥戸街道沿いの交通標識に「部落」の差別落書きがあると葛飾区職員から区役所に連絡があり、一七日に区人権推進課と葛飾支部で現場を確認。近くに同様の落書きがないかどうか見回ったところ、奥戸街道沿いの電信柱や電話ボックス、交通標識、駐車場入口柱、アーケード入り口の柱などにも差別落書きを発見。さらに本奥戸橋から東立石緑地公園を通過して平和橋に続く歩道の中川右岸フェンスにも「阜岐(ママ)県 カップ 部落！」「野田市 〇〇〇〇 部落」などと書かれた差別落書きが見つかった。続いて五月末にも中川の奥戸側フェンスに「阜岐県 カップ クソバカ 部(ママ)落！」、中川河岸のコンクリートに「〇〇〇〇部落」という差別落書きが二か所で発見された。

神奈川県では、「警官殺しの部落議員」「在日韓国人殺人者が大手を振るって社会復帰…」など、部落差別、民族差別を利用して選挙妨害を画策したと思われる差別ハガキが県内一六市町の消防署に大量に送付される事件が起こった。これら大量の差別ハガキは、二〇一〇年の参議院選挙の期間中の七月六、七日に、横浜市消防局と各区消防署、出張所など一〇八か所に、千葉景子・法務大臣(当時)を誹謗するもので、差出人住所には在日本朝鮮人総連合会の実在する支部の所在地を、電話番号には在日本大韓民国民団の実在する支部の番号を使用し、「七月四日一二時～一八時、名古屋」の消印という、用意周到に準備して送付されていた。部落解放同盟神奈川県連合会が県内の全市町村に調査を依頼して回答を集計したところ、一六市町の消防署に送付されていたことが判明し、二〇一通が確認された。ハガキの内容が、特定候補者に対する選挙妨害だけでなく部落差別、民族差別を助長、拡大する悪質な差別ハガキであること、自治体から運動団体に報告があったのは横浜市だけで、県連の照会ではじめて知った自治体もあるなど、差別事件に対する取り組みの遅れなどの問題も明らかになったことから、神奈川人権センターらと問題提起し、一二月から三月にかけて一四自治体を回って五項目にわたる申し入れをおこなった。

長野県では、「〇〇〇〇地区の部落を知りたい」と二〇一一年二月一六日午後五時ごろ、長野市役所の人権同和政策課の直通電話に、市内の部落を問い合わせる差別電話事件があった。電話の相手は、明瞭な話し方をする男性で、声から比較的若く二〇～三〇歳ぐらいに聞こえたという。同人権同和政策課は、翌一七日に市保健福祉部長、市教育委員会教育長、教育次長に報告。さらに北信教育事務所、長野地方法務局へ報告し、一八日には市長、副市長へ報告した。報告を受けた部落解放同盟長

野市協議会は、直通電話に履歴が残る設備や差別を受ける側への視点、人権侵害救済に関する取り組みの要請をおこなった。

同じく、長野県では、「部落民児童」と名指しの悪質な差別落書きが、長野市内の県立施設内トイレで見つかった。二〇一〇年十一月七日一五時一〇分ごろ、長野市内の県立公的施設内の女子トイレの個室ドア内側に、高さ一六五センチほどの位置に、ヨコ二〇センチ×タテ五センチ程度内に七行にわたって油性マジックで書かれていたもの。発見したのは施設スタッフで、翌八日に長野県企画部人権・男女参画課に報告があり明らかになった。落書きは、かなりの乱筆で判読不明の文字が多いものの、「部落民児童」とあり、そのあとに姓名、父母の名前、電話番号、住所、そして「下品、下等、下族、下賤、部落民」などの文字が読み取れ、部落であることを暴き卑劣にさげすんでいる内容が確認できる。

和歌山県では、「市内の同和地区を教えて」と、二〇一〇年五月一七日と六月七日、和歌山市役所の人権同和施設課に差別問い合わせ電話があった。五、六月の二件の差別電話は、男性と女性であり、同一人物ではないが、「〇〇(地区名)の市営住宅は同和地区か」「市内にある文化会館(隣保館)の場所を教えてほしい」「市内の同和地区を教えてほしい」などと、「部落を聞き出す」というもの。同県では、こうした「差別問い合わせ」は、二〇〇八年から県内各地で多発しており、その会話の内容も「聞けば教えてくれる」という軽い気持ちの問い合わせが多いという。さらに、罪悪感のなさや「いままでも結婚のときは身元調査をしていた」という当たり前のような差別行為を「容認」していることと「と場のある(あった)ところは部落」という差別的な情報がとびかっている現実も明らかになっている。今回の差別電話は、「〇〇地区の市営住宅は、同和地区の可能性はある」という意識と、その意識をもとに、隣保館が近くにあるかないかを調べ、差別者のなかにある差別的情報を確認するための電話だったとみている。それを裏付けるように、以前にインターネットの書き込みのなかに、差別書き込みと同時に和歌山市内の隣保館一覧が掲示されたことがあり、「隣保館のある周辺が同和地区」という情報が飛び交ったこともある。

徳島県で、二年間に一二回にもわたって特定の個人を名指しにして執拗に個人攻撃をおこなうきわめて悪質な連続差別落書き事件が起きている。実行者は同一人物である。

最初に差別落書きが発見されたのが、二〇〇九年一二月三日、徳島市内にほど近いJR石井町駅構内のトイレの小便器の上部、大便所内の前面、側面、扉の内部など七か所。小便器の上部には、「エタ↓〇〇〇〇はエッタの有名人」(〇〇部分には、石井町に実在する人物の名前が書かれている)と縦三〇センチ、横二メートル八〇センチにわたって、太さ一三ミリの黒マジックで書かれている。七か所とも同じような内容で、「エッタ」という部分は、とくに太く、しつこく、ていねいに塗りつぶして書かれてある。続いて発見されたのが、二〇〇九年一二月四日、駅近くの児童公園のトイレで、三か所に書

かれていた。二〇一〇年六月一日には、徳島市内の団地の三本の電柱などに差別落書きが書かれているのが発見された。高さ一二〇～一六〇センチ、横二五～六〇センチに書かれており、「〇〇〇〇エタ 〇〇出身」が内容。〇〇の部分にはさきの二件と同じ人物名と地名が書かれていた。七月五日には上坂町の六条大橋(ここが石井町との境界になっている)の東西の欄干に一か所ずつ書かれているのが発見された。中身は同様のものだった。この時点で、差別落書きは、石井町、徳島市、上坂町という広域にわたる、連続したものであり、名指しされた人物への物理的な攻撃も予想されるもの、との判断にもとづく対策が練られた。だが、七月二八日には同じ橋の石井町側の南詰め欄干で同様の差別落書きが発見された。その後は、石井町内に場所を移し、書く場所も電柱となり、八月三〇日、九月一五日、九月一八日、一〇月四日と大書された差別落書きが発見され続けた。とくに八月三〇日のものは、どうやって書いたのかというほど高い位置から下の方まで、太さ二五ミリのマジックで書かれたもので、一文字が二〇センチもある。一一月二〇日にも石井町にあるNTTの電柱に、この間の電柱と同様に「(〇〇出身)エッタの有名人 〇〇〇〇」と大書されている差別落書きが発見された。二〇一一年三月一二日、今度は、石井町内で車が往来し、人目につく信号機と県の街灯に差別落書きがおこなわれた。差別落書きの内容は、この間の電柱に書かれたものと同様だった。

部落解放同盟徳島県連合会は、全国的にもこれほどの差別落書きは例を見ないものだと指摘し、これまで被害届などを出してきているが、県としての告訴、広域にわたる差別落書きとして、もう一度、当該の県、市町の協力・調整をおこなったうえでの取り組み、名指しされている被害者の両親との話し合いをさらにもつこと、公報を通じ、さらにこの差別事件を広く知らせることが重要と関係行政、機関、運動体に問題提起し、取り組みをよびかけている。

鳥取県では、「エタゴ全部殺しても誰も文句はないぞな」と、人権週間中の二〇一〇年一二月七日、「部落解放同盟全員へ」という脅迫・差別ハガキが鳥取県連事務所に送られてきた。人権週間中に送られてきた脅迫・差別ハガキは、実在する人の名前(Aさん)で出されており、県連で確認したところ、差出人Aさんへの嫌がらせに部落差別を利用して、他の者が差し出したものであることがわかった。また、文面が「車でひき殺す、殺処分したる」と命まで脅かすものであることから、脅迫罪として警察に届けた。ハガキの内容は、「エタゴ全部殺しても誰も文句はないぞな」と、人間としてあつかわない、命を命と思わない差別意識に満ちている。さらに「どろぼ一野郎一めらが、下司...」と、部落解放同盟を泥棒あつかいしている。まさに部落解放運動に対する挑戦ともいえる差別事件である。